

福島河川国道事務所では、路上工事抑制のために道路舗装工事完了後の一定期間、道路の掘削工事を規制しています。路上工事を計画されている占有企業者等の皆さまには、ご協力をお願いします。

(規制期間) コンクリート舗装は5年間。アスファルト舗装は3年間。ただし、やむを得ないと認められる工事を除く。

### 国道13号 掘り返し規制情報 (福島河川国道事務所管内)

路線名	掘り返し規制区間	距離標	歩・車道の別	上・下の別	舗装年度	舗装種別	規制終了年度	担当出張所
13	福島市栄町 地内	0.160 ~ 0.230	歩道	上	R3年度	アスファルト	R6年度末	福島
13 西道路	福島市南沢又字中詰替淵 地内	3.430 ~ 3.440	歩道	下	R4年度	アスファルト	R7年度末	栗子
13 西道路	福島市泉字乙天堂 地内	4.260 ~ 4.270	歩道	下	R4年度	アスファルト	R7年度末	栗子
13 西道路	福島市泉字堀ノ内 地内	4.290 ~ 4.300	歩道	上	R4年度	アスファルト	R7年度末	栗子
13	福島市御山字中屋敷~字三本松 地内	2.910 ~ 3.270	車道	上下	R5年度	アスファルト	R8年度末	栗子
13	福島市御山字中屋敷~字三本松 地内	2.990 ~ 3.170	歩道	上下	R5年度	アスファルト	R8年度末	栗子

【問い合わせ先】 (担当出張所) 福島国道維持出張所 TEL024-546-0524 ・ 栗子国道維持出張所 TEL0238-34-2221